３．組織再編成の内容及びその実施時期

別表二により、法第２条第２項第１号ハ、ヘ又はトの該当する組織再編成の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再編成の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称等を記載すること。

［４．～７．　略］

［(別表一の一(1))・(別表一の一(2))　略］

(別表二)

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
［略］		
法第２条第２項第１号ト		
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

(別表三)　［略］

３．組織再編成の内容及びその実施時期

別表二により、法第２条第２項第１号ハ、ヘ、チの該当する組織再編成の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再編成の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称等を記載すること。

［４．～７．　同左］

［(別表一の一(1))・(別表一の一(2))　同左］

(別表二)

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
［同左］		
法第２条第２項第１号チ		
［同左］		

(別表三)　［同左］

（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正）

第三条　農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（募集の認可申請書の添付書類） **第二条**　農水産業協同組合についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～三　略］ 四　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 五　［略］ （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第十六条**　次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十二条第一項第三号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 ［一～七　略］ 八　法第四十四条の二第三項第二号	（募集の認可申請書の添付書類） **第一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 五　［同上］ （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第十六条**　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］